

第7 刑務所出所者等の地域生活定着支援について（総務課）

事業：「地域生活定着支援センター（仮称）」の設置（新規補助事業）

（1）事業の目的

刑務所出所者等のうち、知的な障害などがある者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援が受けられないために出所後の行き場所が定まらない者が多く、こうした者は、刑務所出所直後において、自立した生活を送ることが困難であるため、再犯を繰り返すことが多いと指摘されている。

このような状況にあることから、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等（高齢者・障害者等中心）について、司法と福祉が連携して、刑務所に入所中から、帰住地において受刑者が出所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行うことにより、刑務所出所者等の社会復帰を支援し、もって再犯防止対策に資する施策を推進する。

（2）事業の内容

- 出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター（仮称）を、都道府県の圏域ごとに1か所設置する。
- 地域生活定着支援センター（仮称）は、保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センター（仮称）との連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つ。

（参考）

【事業概要】

①刑務所所在地において果たす役割

- ・ 刑務所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所内で受刑者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行う。
- ・ 帰住予定地が他県である場合は、他県の地域生活定着支援センター（仮称）に連絡し、対応を依頼。
- ・ 帰住予定先が県内である場合は、障害者手帳の発給など必要となる福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター（仮称）、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

②帰住予定地において果たす役割

- ・ 他県の地域生活定着支援センター（仮称）から県内に帰住予定の出所予定者がいる旨連絡が入った場合は、福祉サービスの申請の事前準備を支援する。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター（仮称）、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

- 事業の実施主体は都道府県、補助率は定額（10／10相当）である。刑務所所在地及び刑務所出所者の帰住地は、全国に分布するため、地域生活定着支援センター（仮称）が、上記の2つの役割を果たすためには、各都道府県に設置し、全国的なネットワークを築き、対応する必要があると考えており、各都道府県におかれても、事業の実施について御検討いただき、是非とも御協力をお願いしたい。

「地域生活定着支援センター（仮称）」の平成21年度予算案の概要（新規）

- 予算案：セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体：都道府県（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）
- か所数：都道府県に各1か所、全47か所
- 補助率：定額（10／10相当）
- 1か所当たり事業費：1300万円（初年度7月実施、9ヶ月分の所要額）
(内訳)
 - ①体制費 人件費（4名）・・・社会福祉士などを配置
 - ②活動事務費 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合せ会議経費

※ 実施要領を含む今後の事務処理に係るスケジュール等については、別途連絡する予定である。

（参考1）政府の対応

① 「経済財政改革の基本方針2008」（骨太2008）

「再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。」

② 「刑務所出所者等の社会復帰支援（中間まとめ）」（刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議（平成20年9月10日））

「刑務所等と、自治体、社会福祉法人等の実施する福祉サービスをつなぐための新たな仕組みを構築」

③ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議（平成20年12月22日））

「高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。」

（参考2）「法務省」における取組み（平成21年度予算案）

① 刑務所入所中から、福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉サービス等申請手続の援助などを行うため、刑務所に社会福祉士等の配置を促進する。（約2.1億円）

② 保護観察所に調整担当の保護観察官を配置し、福祉的な支援を必要とする刑務所入所者の円滑な福祉への移行及び再犯の防止を目的として、刑務所、地域生活定着支援センター（仮称）及び福祉等実施機関との連携・連絡調整を実施する。（約0.1億円）

③ 直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入を促進し、同施設に福祉スタッフを配置して、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適応するための指導・訓練を実施する。（約8.8億円）

第8 ひきこもり対策について（総務課）

事業：「ひきこもり地域支援センター（仮称）」の設置 <新規補助事業>

厚生労働省では「ひきこもり対策」として、これまで精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきたが、

① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が十分相談できずにいるのではないか、
② 関係機関のネットワークがまだ十分に形成されていないのではないか、
③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないかなどの課題に対応するため、都道府県・指定都市にひきこもり対策を推進するための核となるひきこもり地域支援センター（仮称）を設置し、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を整備するとともに、関係機関との連携強化を図るために必要な経費を平成21年度予算案に計上したところである。

都道府県・指定都市におかれましては、事業の積極的な実施についてご検討をお願いしたい。

(参考)

【事業概要】

都道府県・指定都市に自立支援対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」（仮称）を設置し、

- ①第一次相談機能としての役割を担う。
- ②各関係機関のネットワークの連携強化を図る。
- ③地域のひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する。

ひきこもり地域支援センターには、「ひきこもり支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士等）」を配置し、以下の事業を実施。

①第一次相談窓口としての機能

ひきこもり本人、家族からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

②他の関係機関との連携

対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し、情報交換等各関係機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

「ひきこもり地域支援センター（仮称）」の平成21年度予算案の概要（新規）

- 予算案：セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体：都道府県・指定都市（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）
- か所数：都道府県・指定都市に各2か所（合計130か所）

- 補助率 : 1/2 (国1/2、都道府県・指定都市1/2)
- 1か所当たり事業費: 700万円 (補助額350万円)
 - (内訳)
 - ①ひきこもり支援コーディネーター設置経費
 - ・謝金(2名(専門職員(社会福祉士、精神保健福祉士等)、一般職員))
 - ・巡回指導旅費
 - ②関係機関連絡協議会経費
 - ・委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料
 - ③普及・啓発経費
 - ・企画検討委員会(委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料)
 - ・リーフレット作成費

※ 実施要領を含む今後の事務処理に係るスケジュール等については、別途連絡する予定である。

(参考)「厚生労働省におけるひきこもりに関する既存施策」(平成21年度予算案)

① 精神保健福祉

- 精神保健福祉センター・保健所関連(精神保健福祉センター特定相談等事業費94百万円の内数等):精神保健に関する相談窓口における「ひきこもり」の相談。
- 思春期精神保健対策研修会関連(P T S D・思春期精神保健対策事業費26百万円の内数):「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。
- 厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業(1,616百万円の内数):「思春期のひきこもりをもたらす精神疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システム構築に関する研究」(平成19年度~21年度)→思春期ひきこもりに対する評価・治療・援助の実践的指針の策定

② 児童福祉

- ふれあい心の友訪問援助事業(児童虐待・D V対策等総合支援事業25億円の一部):児童相談所の指導の下、ボランティア(学生等)が家庭等を訪問。
- ひきこもり等児童宿泊等指導事業(児童虐待・D V対策等総合支援事業25億円の一部):児童福祉施設等における集団的な生活指導・心理療法等の実施。
- ひきこもり等保護者交流事業(児童虐待・D V対策等総合支援事業25億円の一部):コーディネーター(ひきこもりの子どもをもっていた親等)の支援の下、保護者を対象に講習会・グループワーク等を実施。

③ ニート対策

- 「若者自立塾」事業の実施(5.1億円)
 - ニート等の若者を対象に、集団生活の中での生活訓練・労働体験等を通じ、職業人・社会人としての能力の獲得や勤労観の醸成を支援。
- 地域若者サポートステーション事業(17.4億円)
 - ニート等の若者を対象に、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談等を実施。

第9 災害対策等について（災害救助・救援対策室）

（1）防災態勢の強化について

昨年においては、岩手・宮城内陸地震を始めとする大きな災害が発生し、いつどこでも自然災害は起こりうるということを改めて認識させられたところである。

特に、昨夏においては局地的な大雨による被害が全国各地で多発したところであり、地震災害のみならず水害その他の災害についても警戒する必要がある。

このため、常日頃から、防災態勢の強化等に努めるようお願いしているところであるが、今後とも、より一層の連絡体制の強化や適切な応急救助の実施体制の整備を図られたい。

（2）災害救助法の運用について

ア 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下、「法」という。）の実施主体であることから、大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを發揮することが求められる。

このため、特に次の事項に留意され平常時に準備していただきとともに、災害時には迅速な対応を図られたい。

（ア）法適用の判断

- 法適用の決定にあたり、災害救助法担当部局長から知事へ迅速な報告、決裁が行えるよう体制を整備されたい。
- 法適用にあたっては、都道府県知事が適切な判断を下せるよう、法の趣旨と適用基準の考え方について十分説明の上、適切かつ迅速な対応を行われたい。

(参考) 適用基準の考え方

法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3項前段で、市町村の区域の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定め、被害住家の数で判断することになっている。

しかし、この滅失世帯数に達しない場合であっても、第3号後段の規定に基づき、

- ① 多数の世帯の住家が滅失した場合であって、
- ② 被害地域において、食品の給与に特殊の補給方法を必要としたり
- ③ 救出に特殊の技術を必要とする場合は、
法を適用することが可能となっている。

また、施行令第1条第1項第4号に基づき、多数の住民の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とするなど、厚生労働省令で定める基準に該当する場合にも、法を適用することは可能となっている。

○このように、法適用については、被害住家の数だけでなく、多数の生命、身体に危害を受けるおそれが生じた場合にも適用できるようになっており、迅速な災害救助の実施が可能となっている。実際の適用にあたっては、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討し、判断をしていただきたい。

(イ) 被害状況の迅速な把握

○被害状況の把握については、災害救助法の適用判断の基礎となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

○このため、平常時より市町村の被害状況の把握方法について

確認しておくとともに、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行わせたい。なお、被害状況把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結び専門家を確保するよう助言をお願いしたい。

○法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

(ウ) 大規模災害への準備

○大規模災害が発生した場合に避難所の長期化が予想される。避難所を早期に解消するためにも、応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理の迅速な対応が求められる。

○応急仮設住宅については、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成するなど準備をされたい。

○住宅の応急修理については、委任を受ける市町村が迅速に取りかかれるよう実施要領を予め作成し、市町村職員に対して研修等で周知するとともに、工務店等の事業者の指定を行い、名簿を作成しておくなどの準備をされたい。

(エ) 局地的な大雨について

昨年7月から8月下旬にかけて、東海・北陸地方を始め全国各地において、局地的な記録的豪雨が観測されたところである。

このような局地的かつ突発的な気象状況の変化に対して迅速に対応し、被害を最小限に抑えるためには、常に最新の気象情報把握するとともに、周辺河川及び冠水危険地域の状況等について、逐次の情報収集を行うことが不可欠であり、また、市町村との緊密な連絡体制の確保が求められる。

都道府県におかれでは、管内市町村において日頃から防災計画に即した地域防災力の強化に一層努めるとともに、災害発生のおそれが生じた場合には、住民への迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう体制を強化する等、市町村と連携した事前準備をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について（平成 16 年 10 月 28 日政防第 842 号）」が発出されている。

(オ) 特別基準について

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号）に基づき実施されているところであるが、被害の状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能となっている。特別基準を設定する場合には、速やかに厚生労働省に協議（まずは電話による協議で可）され、災害現場の状況を踏まえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

(参考) 法施行令第 9 条

第 1 項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第 2 項 前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

イ 市町村への助言

法による応急救助に係わる必要な対応については、特に次の事項に留意しつつ、管内市町村に対し実施体制の整備が図られるよう、適切な助言を行われたい。

- 特に特殊な救助の必要性や多数の住民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合には、都道府県において法の適用を早急に検討する必要があるので、市町村からの情報が重要となってくる。常日頃から被害状況を迅速に都道府県へ報告させることを徹底されたい。
- 災害救助法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたい。
- 法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出等、ほとんどの救助業務は市町村に委任して行われることが多い。このように、市町村は災害救助に関する実務を担う重要な組織であり、法に基づく救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。このため、都道府県におかれでは、市町村の災害救助担当者に対して研修や図上訓練等を実施し、災害救助業務の実務と運用について一層の周知を図られたい。なお、毎年梅雨・台風等の出水期前に都道府県担当者を対象にした災害救助担当者全国会議を開催しているので、当該会議内容についても十分伝達されたい。
- 特に大規模災害時における避難所の環境整備、応急修理の迅速な実施、応急仮設住宅の供与にあたっての各都道府県と管内市町村の役割分担等については、予め調整を行われたい。

(参考) 避難所の環境整備について

- 避難所が長期化する場合には、例えば体育館の床に畳・マット、カーペットを敷く、プライバシー確保のために間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器や洗濯機を置く、といった対応が必要になる。また、仮設トイレ（洋式を含む）や簡易シャワー、簡易風呂等の設置も必要になる。これらについて、備蓄又は関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。
- ※ なお、法が適用された災害においては、これらの環境整備のため一般基準では対応できない場合は特別基準の設定が可能である。市町村にも事前に周知願いたい。

(3) 災害時要援護者への対応について

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっている。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改定）」や「災害時要援護者対策の進め方について（平成19年4月）」のとりまとめ等、様々な取り組みを行っているところである。

また、ご承知のように、市町村においては、同ガイドラインに基づき、「避難支援プランの策定」が求められているところである。

このような中で、より一層の災害時要援護者対策の推進を図るため、昨年11月、内閣府において「災害時要援護者に関する全国キャラバン」を全国8か所で開催したところであり、厚生労働省も関係省庁の一つとして、福祉避難所の設置・活用の促進等についてお示しし、その普及・啓発に努めたところである。については、次の事項についても留意しつつ、災害時要援護者支援について万全な体制を図られたい。

- 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、法上、特別の配慮のための実費

を加算することができることとなっている。

- 福祉避難所のみならず一般の避難所においても、高齢者、障害者等の心身の健康管理、生活リズムを取り戻す取り組みが重要である。このため、平常時から、保健師等による健康相談、こころのケアの専門家、ホームヘルパーの派遣等の体制について、他の地方公共団体や保健福祉関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたい。
- 福祉避難所の設置・活用の促進に当たっては、昨年6月に開催した災害救助担当者全国会議において、各都道府県に対し「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を配布し、災害時だけでなく平常時から都道府県・市町村において求められる取り組みをお示ししたところである。各都道府県におかれでは、同ガイドラインを参考として、市町村と十分な連携を図りつつ、平常時には福祉避難所の事前指定を、災害時には積極的な設置・活用を図られたい。
- 避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものである。特に視覚障害者や聴覚障害者に対する伝達方法については、特段の注意を払われたい。なお福祉避難所の経費として、手話通訳の配置等が対象となっている他、一般の避難所においても、必要に応じて同様の措置をとることは特別基準を設定することにより可能である。

(参考)

- 福祉避難所の経費として想定される特別な配慮に必要な費用
 - ・概ね 10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置
 - ・高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
 - ・紙おむつ、ストーマ用装具など要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用
- 要援護者支援として福祉避難所以外の避難所においても対応が求められるもの
 - ・バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合は、オストメイト対応ポータブルトイレを含めた障害者用トイレ、仮設スロープ等の設置
 - ・紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄、又は事業者団体等との協定の締結等により円滑な供給体制の整備。なお、災害救助基金により紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄が可能である。
- 要援護者の態様に応じた支援について
 - ・要援護者の様々なニーズについては、避難支援プランの個別計画で把握するとともに、避難訓練等において当事者が参加することによって具体的なニーズが顕在化するものである。
 - ・例えば、人工透析を行う医療機関の稼働状況に係る情報や視覚障害者に対応した情報提供など避難所における情報提供は要援護者にとって重要なものである。

(4) 災害救助対策事業について

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するため、都道府県が管内市町村に対して関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行うもので

ある。

このような事業趣旨と各自治体における災害対応時の経験、地域住民の要望等を踏まえ、地域特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減、未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの関連部局間で連絡調整のうえ、十分な活用をお願いしたい。

(5) 降積雪期における防災体制の強化について

過去の自然災害をみると、降積雪期においては、雪下ろし等除雪作業中の事故や雪崩による犠牲者が発生している状況にある。特に、平成18年豪雪においては、雪害としては戦後2番目の被害となり、多数の犠牲者が発生したところである。

今期においても、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう、態勢の整備を図られたい。（平成20年12月9日付事務連絡参照）

(6) 災害弔慰金等について

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、市町村が迅速かつ的確に事務を遂行できるよう制度の周知等に特段の配慮を願いたい。

特に、2以上の都道府県において災害救助法が適用され、同一の災害により生じた被害と認められる場合には、国内全ての市町村の被害が災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。

(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)について

法施行以降、国民保護計画の策定が進んだことなどから、今後は、運用面での実効性を高めていく段階に至っており、各都道府県においては国民保護訓練を実施することが有効であると考えられるので、取り組まれたい。

なお、国と地方が共同して国民保護訓練を実施する場合、この共同訓練に要した費用については、所定の経費を除き国庫負担の対象となっているので申し添える。